

# 隠岐の島町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 隠岐の島町

事 業 名 : 公共下水道事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

## 1. 経営戦略策定の目的

本町下水道事業は下水道の整備促進による生活環境の改善や公共用水域の水質保全の達成のため、下水道基本構想に基づき、令和13年度の整備完了に向け、公共下水道事業により公平かつ効率的に施設整備を進めていくとともに、維持管理や施設・設備更新の見通しについて検討していく必要があります。

本経営戦略は本町下水道事業の現状とこれらの将来見通しを踏まえ投資等と財政の均衡を図り、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として策定するものです。

## 2. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成21年 (14年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処理区域内人口密度	32.0人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1区(西郷処理区)		
処 理 場 数	1箇所(西郷浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

公共下水道事業(汚水)で整備を進めている処理区は西郷処理区の1処理区で、平成21年4月1日に供用開始となり全体計画面積250haに対して、事業認可区域面積177.3haを定め、令和2年度末で160haの整備が完了(整備率64%)しています。

公共下水道事業(雨水)は港町排水区の1排水区で近年の集中豪雨時に発生した浸水被害の解消に向けた整備を進めています。

公共下水道事業(共同)はし尿処理施設(島後クリーンセンター)が供用開始から20年以上が経過し、施設の老朽化に伴い、し尿処理施設を廃止し、集落汚泥、コミプラ汚泥、し尿、浄化槽汚泥と公共下水道汚泥をあわせて有効的に処理する汚泥共同処理施設が令和4年度から供用を開始しました。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料 8m <sup>3</sup> まで:1,016円 超過使用料 8m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで:1m <sup>3</sup> につき236円 20m <sup>3</sup> を超え40m <sup>3</sup> まで:1m <sup>3</sup> につき257円 40m <sup>3</sup> を超えるもの:1m <sup>3</sup> につき283円				
業務用使用料体系の概要・考え方	(営業用) 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで:1,493円 超過使用料 10m <sup>3</sup> を超えるもの:1m <sup>3</sup> につき283				
その他の使用料体系の概要・考え方	(団体・学校用) 基本使用料 10m <sup>3</sup> まで:1,493円 超過使用料 10m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで:1m <sup>3</sup> につき257円 20m <sup>3</sup> を超えるもの:1m <sup>3</sup> につき283円				
条例上の使用料*2 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,781 円	実質的な使用料*3 (20m <sup>3</sup> あたり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	4,439 円
	平成31年度	3,781 円		平成31年度	4,453 円
	令和2年度	3,848 円		令和2年度	4,474 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m<sup>3</sup>あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	上下水道課は令和3年度現在で16人で、業務は上水道事業、下水道事業に当たっています。職員給与費の予算措置については、上水道事業に9人、下水道事業に7人を置いている状況です。			
事業運営組織	平成16年度に隠岐の島町に合併し、水道課、下水道課となり、平成25年度に上下水道課となりました。			<pre> graph TD     A[上下水道課] --- B[上水道施設係]     A --- C[下水道施設係]     A --- D[業務係]         </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務のすべてを民間業者へ委託しています。
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>令和3年度に策定・公表しました、令和2年度決算「経営比較分析表」を添付しております。【別紙1】 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p>
---

### 3. 経営の基本方針

隠岐の島町下水道基本構想に基づき、下水道等の整備促進による生活環境の改善や公共用水域の水質保全の達成に向け、公平かつ効率的に事業を推進していきます。

#### ○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費(元利償還費)の負担や維持管理費の増加傾向等、厳しい財政状況を勘案し、コスト縮減、整備区域、整備手法をはじめ、整備計画全般について逐次再検討しながら、事業を計画的、効率的に推進します。

#### ○収入の確保

事業継続中であるため今後、接続数の増加により収入も増加する見込みであるが、一方で人口が減少するなかで下水道事業に要する経費の財源を確保するため、下水道使用料の収納率向上に取り組みます。

#### ○水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、水洗便所等改造資金融資あっせん制度を活用し下水道未接続者への周知に努めます。

### 4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 【別紙2】のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

#### ○投資の目標に関する事項

公共下水道事業 整備率 90%以上

#### ○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項

##### 新設需要

下水道事業に係る計画に基づき、管路布設等に要する費用を計上。(令和13年に事業終了予定)

##### 改良・更新需要

浸水対策として近年の集中豪雨で浸水被害が発生しており、ポンプ場を新設した。

② 収支計画のうち財源についての説明

#### ・使用料収入の算定

H28策定の経営戦略収支計画の算定値から下方修正が必要となっている。  
R1年度に消費税の単価改正等もあり、R1-2間での料金収入額は大きく増加しているが、H28-R3間では平均270万円の増加となっていることから、直近R2-3間の増加額(約200万円)を参考に加増していくことで算定した。

#### ・国庫補助金

社会資本整備総合交付金交付要綱に基づき、補助基準の2分の1を見込んで算出しています。

#### ・企業債収入

建設改良費から特定財源(国庫補助金)を控除した額とし、起債充当率100%として算定しています。

##### 起債条件

##### 《下水道債》

償還期間30年、据置5年、元利均等式、利率0.2%(直近の借入条件)

##### 《過疎・辺地債》

償還期間10年、据置2年、元利均等式、利率0.1%(直近の借入条件)

#### ・繰入金

起債の元利償還費用については事業継続中で、使用料を徴収しても賄えない状況にあるため、分流式下水道等に要する経費として、100%の金額を基準内繰入として算出しています。基準外繰入としては、職員給与費や維持管理経費などのその他経費を算出しています。

#### ・財源の目標に関する事項

○収益的収支比率100%以上。

○水洗化率40.8%⇒60%以上。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・職員給与費に関する事項:過年度実績(5カ年平均)で算定。
- ・動力費に関する事項:直近決算値に過年度実績(5カ年平均)の増加分を加算。
- ・修繕費に関する事項:過年度実績(5カ年)の最大値。
- ・委託費に関する事項:直近決算値に過年度実績(5カ年平均)の増加分を加算。
- ・材料費に関する事項:過年度実績(5カ年)の最大値。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	県でも協議中の広域化等についてだが、本町は離島であるため、処理場を他市町村と共同で使用する広域化・共同化の取り組みは難しいと考えています。 処理区最適化については令和8年度までに計画策定の予定としています。
投資の平準化に関する事項	建設改良工事は令和13年度で完了する予定です。 令和5年度までに処理場、管渠等の改修計画を策定中で、今後は国の動向を注視しながら改修などの投資を実施・検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	今後検討していきます。
その他の取組	今後検討していきます。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	事業継続中であるため、現在は使用料の見直しは検討していませんが、事業完了に向けては、接続世帯数の増加などでの処理場の維持管理費、汚泥処理費の増加や人口減少による収入の減少が予測されるため、R6の公営企業化後に状況を精査しながら、料金改定を行う予定としています。
資産活用による収入増加の取組について	企業債の元利償還が多額に上り、多くを一般会計からの繰入に頼っている状況では困難であると考えております。
その他の取組	建設改良にあたっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討していきます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在は管渠整備の途中段階であるため整備がある程度完了し、維持管理が事業の主体となった段階で事業の公共性と効率性を考え、今後の検討課題と捉えています。
職員給与費に関する事項	本町の給与制度によります。
動力費に関する事項	機器の適正な運用を図り、コスト縮減に努めます。
薬品費に関する事項	単価変動による増加を見込んでいます。
修繕費に関する事項	修繕計画に基づく修繕工事を実施すべく財源の確保に努めます。
委託費に関する事項	統合できる委託業務について検討し経費の削減、効率化に努めます。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組んでいきます。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことにより、PDCA サイクルにより、本経営戦略の事後検証、更新を行っていきます。
---------------------	--

収支計画 (R3年度)

区 分		年 度	前々年度 R1年度	前年度 R2年度	本年度 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	
収 益	収益的収入	1 総 収 益 (A)	311,552	321,043	334,582	378,597	434,101	442,384	463,086	469,127	493,373	493,050	507,922	509,987	492,513	
		(1) 営 業 収 益 (B)	67,135	71,508	73,128	117,443	119,500	121,500	123,500	125,500	127,500	129,500	129,500	131,500	133,500	135,500
		ア料 金 収 入	63,744	68,388	70,128	72,000	74,000	76,000	78,000	80,000	82,000	84,000	84,000	86,000	88,000	90,000
		イ受 託 工 事 収 益 (C)														
		ウそ の 他	3,391	3,120	3,000	45,443	45,500	45,500	45,500	45,500	45,500	45,500	45,500	45,500	45,500	45,500
		(2) 営 業 外 収 益	244,417	249,535	261,454	261,154	314,601	320,884	339,586	343,627	365,873	363,550	376,422	376,422	376,487	357,013
		ア他 会 計 繰 入 金	210,239	216,724	213,167	211,309	264,601	270,884	289,586	293,627	315,873	313,550	326,422	326,422	326,487	307,013
		イそ の 他	34,178	32,811	48,287	49,845	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
		2 総 費 用 (D)	106,635	110,328	141,764	168,937	180,364	167,971	172,134	175,236	178,341	180,952	185,902	185,902	188,823	193,558
		(1) 営 業 費 用	78,192	83,020	114,782	140,676	152,652	140,687	145,151	148,676	152,362	155,659	161,363	161,363	165,096	170,728
ア職 員 給 与 費	11,941	12,990	17,507	18,705	16,784	16,963	18,700	19,353	20,009	20,111	22,442	22,442	22,605	24,461		
うち退職手当																
イそ の 他	66,251	70,030	97,275	121,971	135,868	123,724	126,451	129,323	132,353	135,548	138,921	142,491	142,491	146,267		
(2) 営 業 外 費 用	28,443	27,308	26,982	28,261	27,712	27,284	26,983	26,560	25,979	25,293	24,539	24,539	23,727	22,830		
ア支 払 利 息	28,443	27,308	26,982	28,261	27,712	27,284	26,983	26,560	25,979	25,293	24,539	24,539	23,727	22,830		
うち一時借入金利息																
イそ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		204,917	210,715	192,818	209,660	253,737	274,413	290,952	293,891	315,032	312,098	322,020	321,164	298,955		
資 本 的 収 入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	875,490	1,152,906	678,500	404,200	506,200	590,200	519,200	460,200	444,000	422,000	432,000	422,000	339,000	
		(1) 地 方 債	463,600	598,100	365,000	231,700	293,700	346,200	310,700	284,900	271,200	264,200	264,200	264,200	211,200	
		資本費平準化債														
		(2) 他 会 計 補 助 金														
		(3) 他 会 計 借 入 金														
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
		(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	411,800	554,655	313,500	172,500	212,500	244,000	208,500	175,250	172,750	157,750	167,750	167,750	127,750	
		(6) 工 事 負 担 金														
		(7) そ の 他	90	151		0	0	0	0	50	50	50	50	50	50	
		2 資 本 的 支 出 (G)	1,080,490	1,363,445	871,318	613,860	759,937	864,613	810,152	754,091	759,032	734,098	754,020	743,164	637,955	
(1) 建 設 改 良 費	875,697	1,152,857	678,500	404,200	506,200	590,200	519,200	460,200	444,000	422,000	432,000	422,000	339,000			
うち職員給与費	20,586	19,716	8,856	10,000	12,000	14,000	11,000	10,000	10,000	9,000	9,000	9,000	7,000			
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	204,793	210,588	192,818	209,660	253,737	274,413	290,952	293,891	315,032	312,098	322,020	321,164	298,955			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		▲ 205,000	▲ 210,539	▲ 192,818	▲ 209,660	▲ 253,737	▲ 274,413	▲ 290,952	▲ 293,891	▲ 315,032	▲ 312,098	▲ 322,020	▲ 321,164	▲ 298,955		

収支計画 (R3年度)

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		R1年度	R2年度	R3年度										
収支再差引	(E)+(I) (J)	▲ 83	176	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	184	74	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	101	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	黒字 (P)	101	250	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100\right)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100\right)$	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額	(R)													
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	67,135	71,508	73,128	117,443	119,500	121,500	123,500	125,500	127,500	129,500	131,500	133,500	135,500
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	65,453	67,135	71,508	73,128	117,443	119,500	121,500	123,500	125,500	127,500	129,500	131,500	133,500
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	3,490,090	3,877,601	4,039,783	4,061,823	4,101,786	4,173,573	4,193,321	4,184,330	4,140,498	4,092,600	4,034,780	3,967,816	3,880,061

○他会計繰入金

区 分	年 度	前々年度	前年度	本年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
		R1年度	R2年度	R3年度										
収益的収支分		210,239	216,724	213,167	211,309	264,601	270,884	289,586	293,627	315,873	313,550	326,422	326,487	307,013
	うち基準内繰入金	192,539	200,963	187,513	200,076	243,449	263,697	279,935	282,451	303,011	299,391	308,559	306,891	283,785
	うち基準外繰入金	17,700	15,761	25,654	11,233	21,152	7,187	9,651	11,176	12,862	14,159	17,863	19,596	23,228
資本的収支分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金													
	うち基準外繰入金													
合 計		210,239	216,724	213,167	211,309	264,601	270,884	289,586	293,627	315,873	313,550	326,422	326,487	307,013

# 経営比較分析表（令和2年度決算）

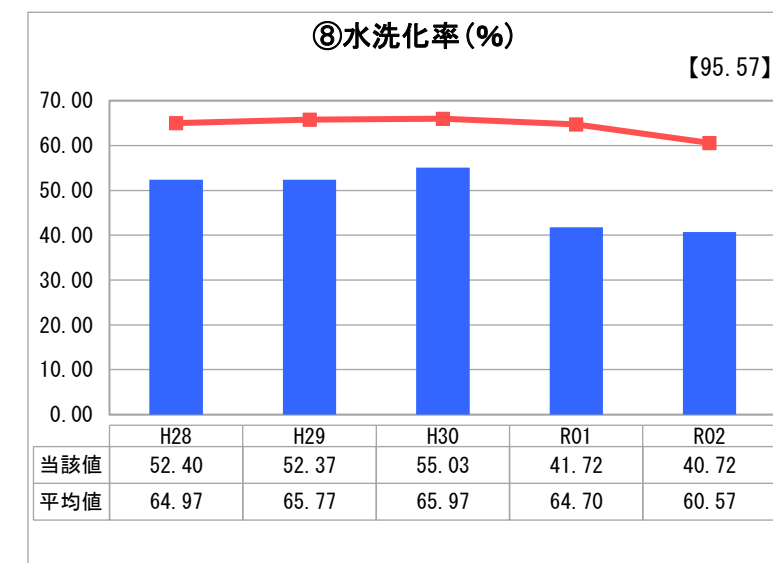
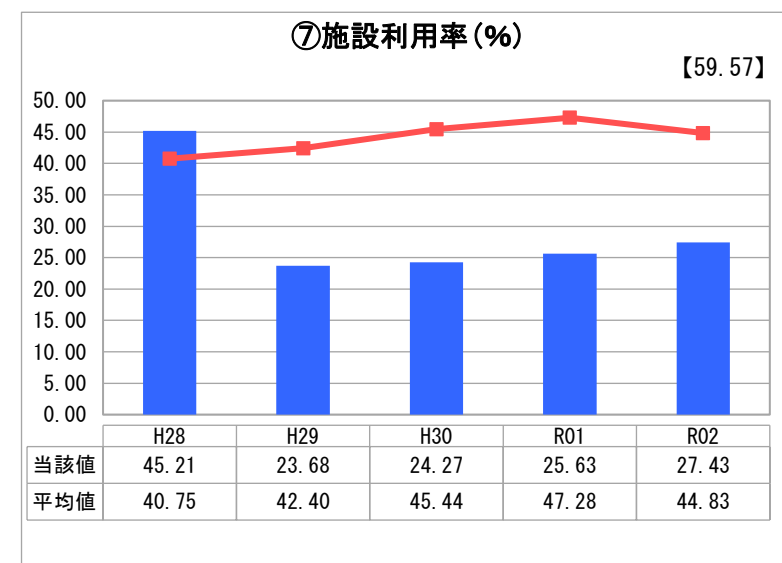
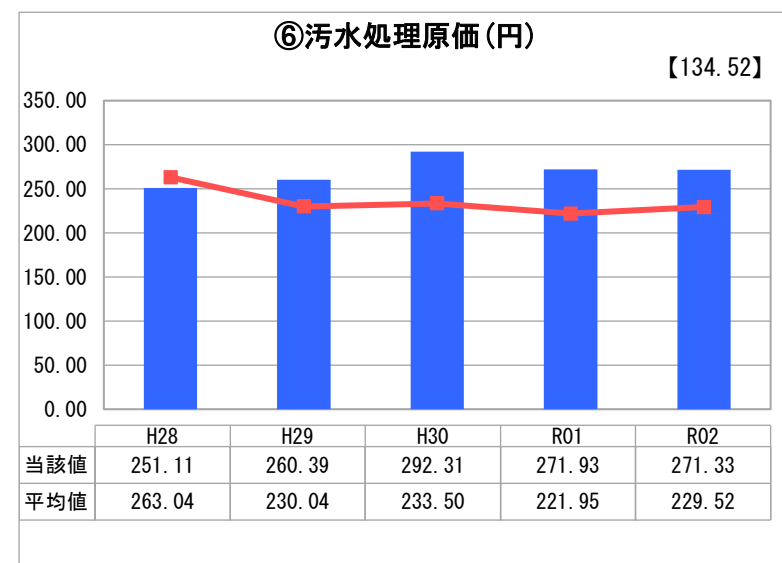
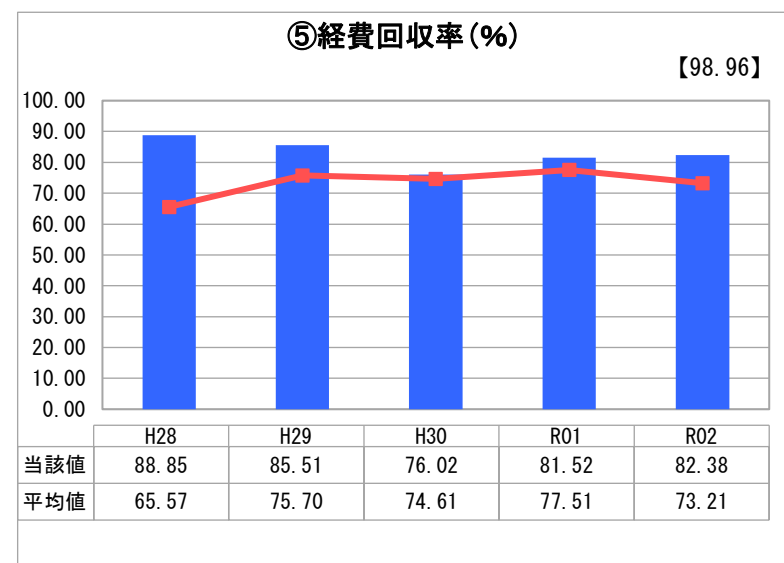
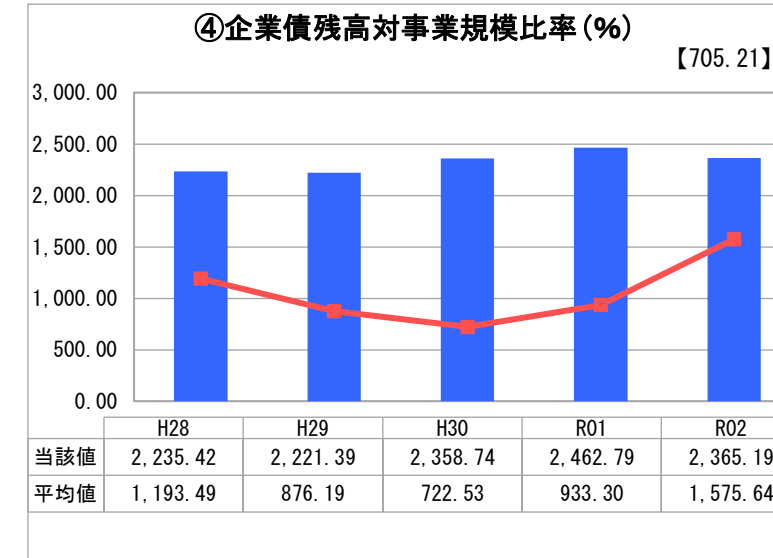
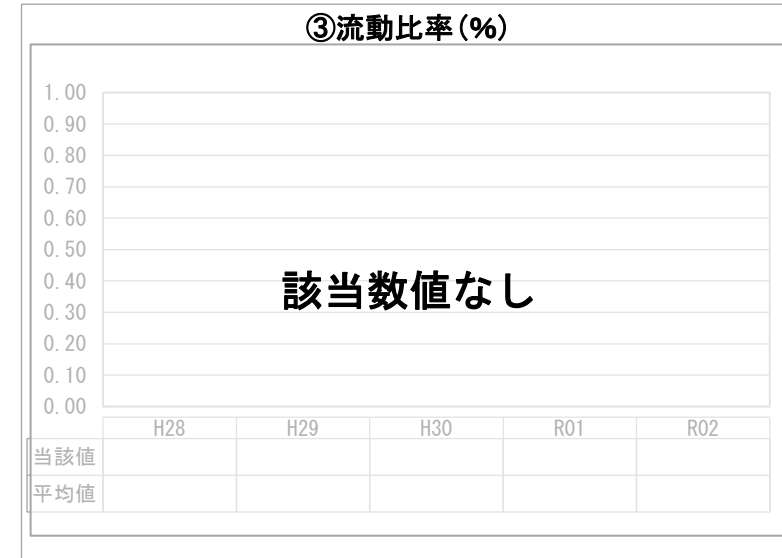
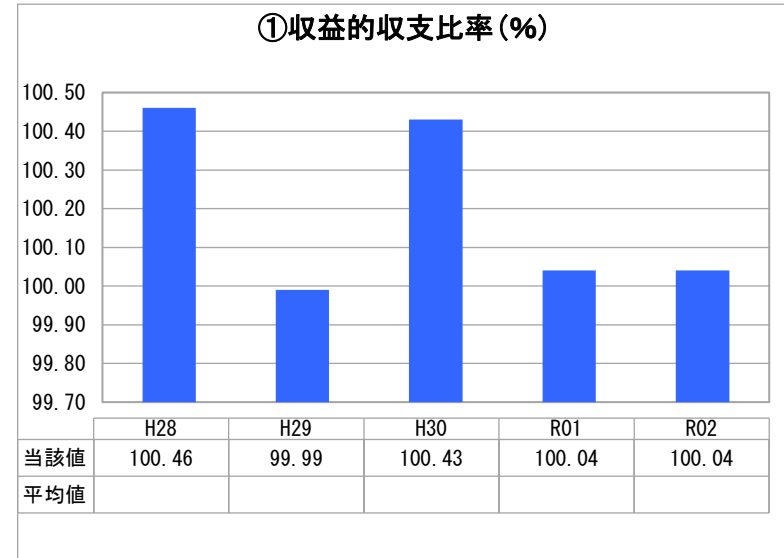
島根県 隠岐の島町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	37.22	106.15	3,848

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
13,866	242.82	57.10
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
5,098	1.61	3,166.46

グラフ凡例	
■	当該団体値(当該値)
—	類似団体平均値(平均値)
[ ]	令和2年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



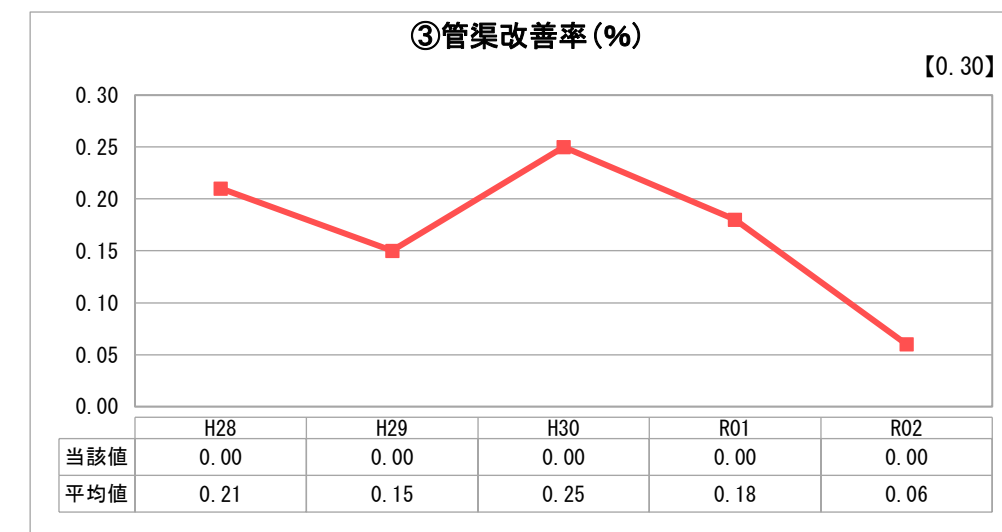
## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
- ①100%前後で推移しているが、使用料以外の収入に依存している部分が多い。
  - ④整備途中で借入を行っているため類似団体に比較して高い、近年は横ばい傾向だが、整備後は料金収入の増や償還により減少していくと考える。
  - ⑤接続に合わせて使用料収入も増加しているが、経費部分も増加し概ね80%程度で推移している。
  - ⑥上記⑤と同様に接続に合わせて有収水量も増加しているが、経費部分も増加し横ばい傾向で推移している。
  - ⑦処理池追加により処理場の処理能力が大きくなったことから数値が半減したが処理水量の増により徐々に数値は増加している。
  - ⑧管渠整備が進行中であるため類似団体に比較して低い、水洗化人口について空き家や事務所や商店等の住宅以外も、計算に入れていたことをR1年度に見直したため数値が減少している。

## 2. 老朽化の状況について

- ③平成21年度から供用開始で新しい施設のため耐用年数内であり、管渠改善は実施していない。

## 2. 老朽化の状況



## 全体総括

公共下水道事業は、区域の整備中であるため、各比率は類似団体と比較して劣位の傾向である、使用料以外の収入に依存している部分が多い。今後は、類似より高い経費回収率からも、整備が進み有収水量の増により、改善の見込みである。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。